

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 4 回 総 会

令和 5 年 12 月 22 日 (金)

名護市農業委員会 第4回総会

開催日時 令和5年12月22日(金) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	欠	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	宮城 二郎	◎	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第14号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について
 - 第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第19号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第20号 非農地証明願について
 - 報告 農用地利用促進計画案に関する報告について
 - 報告 農地法第3条許可申請の取り下げ願について
 - 報告 農地法第5条許可申請の取り消し願について

(開会)

局長

おはようございます。時間になりましたので第 18 期第 4 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。議事に移る前に、皆さんの机に資料と帽子が配られていますが、資料につきましては本来 10 月にお配りできればよかったです。本日もになってしまい申し訳ありません。今回の帽子と資料は北部農業委員会会長会より予算を捻出して頂いております。帽子は農地パトロールの際にご活用頂けたらと思います。

本日の総会につきましては議案 7 件、報告 3 件となっております。進行の方議長お願いいたします。

議長

皆さんおはようございます。議事へ移る前に、12 月 10 日に新規就農相談会がありたくさんの方に来て頂き、若い方もたくさん参加されていて、皆さんの関心度の高さが伺えとても嬉しく思いました。以上報告となります。

只今より令和 5 年第 18 期第 4 回名護市農業委員会総会を始めます。本日、議席番号 4 番岸本委員欠席しております。報告致します。本日の農業委員の出席は 12 人中 11 人で定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。本日の議事録署名人は議席番号 10 番宮城委員及び議席番号 11 番比嘉委員の両委員にお願いいたします。それでは本日の議事に移りたいと思います。

(議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて)

議長

議案第 14 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 14 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて。今月 1 件申請が上がっております。

整理番号 1 番 運天原 1 筆。面積 954 m²、申請理由 規模拡大のため。従事日数は本人と妻それぞれ 200 日、予定作物マンゴーとなっております。こちらは先月総会でも買受適格証明願いの申請が 1 件申請上がっていましたが、先月の公売と同じ案件となりまして公売の時期が令和 6 年 1 月 12 日からスタートとなります。以上となります。

議長 只今説明がありました議案第 14 号について何か質疑はありますか。

委員 よろしいでしょうか。先月可決して、今月の案件も可決した場合どのような審査になりますか。

事務局 今回の申請に関しましては公売の入札に参加する資格として、農地の場合は農業者でないと取得できませんので、事前に買受適格証明を取る必要があります。先月可決になった 1 件があり、今月の申請も仮に可決になると 2 名の方で入札が行われ、高い金額で入札された方が落札するという形になります。

委員 ありがとうございます。

議長 他にありませんか。
質疑がないようなので議案第 14 号については申請の通り、可決としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは議案第 14 号は可と致します。付帯決議として、農地買受適格証明書の交付の決定を受けた者が当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は許可して差し支えないとなっております。以上です。次に進みます。

(議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局 今月 10 件の案件となっております。議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

整理番号 1 番 許田の 1 筆、面積 2,387 m²。従事者 2 名、従事日数は本人と妻それぞれ 250 日となっております。規模拡大のための 3 条有償移転。予

定作物はゴーヤーとなっております。

整理番号2番 源河の1筆、面積3,707㎡。従事者3名、従事日数は本人と妻、子それぞれ200日。新規就農のための3条有償移転。予定作物ミカンとなっております。

整理番号3番 源河の1筆、面積計3,141㎡。従事者3名、従事日数は本人300日、妻200日、子150日。規模拡大のための3条賃借権。予定作物シマヤマヒハツとなっております。

整理番号4番 真喜屋の1筆、面積382㎡。従事者4名、従事日数は本人260日、妻100日、子50日、子30日。規模拡大のための3条有償移転。予定作物アロエとなっております。

整理番号5番 真喜屋の2筆と仲尾の2筆、合計面積6,697㎡。従事者1名、従事日数は本人200日。新規就農のための3条賃借権。予定作物コーヒー、マンゴーとなっております。

整理番号6番 仲尾次の4筆、面積計1,961㎡。従事者2名、従事日数は本人200日、妻150日。新規就農のための3条有償移転。予定作物ほうれん草、シークワサー、じゃがいも、レタスとなっております。

整理番号7番 旭川の2筆、面積計3,845㎡。従事者2名、従事日数は本人340日、妻300日。規模拡大のための3条無償移転。予定作物シークワサーとなっております。

整理番号8番 辺野古の1筆、面積1,242㎡。従事者は2名、従事日数は本人200日、妻50日、子50日。新規就農のための3条無償移転。予定作物ジャガイモとなっております。

整理番号9番 安部の1筆、面積2,471㎡。従事者2名、従事日数は本人250日、妻120日。規模拡大のための3条賃借権。予定作物ウコンとなっております。

整理番号10番 天仁屋の1筆、面積5,816㎡。従事者1名、従事日数は192日。新規就農のための3条有償移転。予定作物コーヒーとなっております。

す。那覇市在住ですが天仁屋に住所を移して耕作するとのこと。

以上 10 件となります。

議長 以上、事務局から説明のありました議案第 15 号について質疑はございませんか。

委員 質問よろしいでしょうか。10 番の天仁屋の案件ですが、予定作物について耕作可能か不可能かは別として品目を言えば申請は通るのですか。

事務局 整理番号 10 番はコーヒーの計画なのですが、申請人は天仁屋地区でコーヒーを栽培している方からコーヒーの栽培方法を教えて頂いているというお話です。

委員 私が申し上げているのは風が当たるのでコーヒー栽培には適していないと思うのですが、予定作物をコーヒーと申請すれば申請は通ると言うことですか、ということです。

事務局 栽培する作物で判断するわけではなく営農計画によって判断します。

委員 確認でした。ありがとうございます。

議長 他に何かございますか。

議長 質疑がないようですので議案第 15 号、整理番号 1 番から 10 番を可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 16 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 16 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 4 件の案件がございますが、4 件とも 5 条と同時申請となっておりますので 5 条の説明と合わせて行いたいと思います。

(議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 17 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について今月 1 件の案件がございます。

整理番号 1 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑。面積 1,279 m²。貸資材置場の計画となっております。確約書付きで、こちらは令和 3 年頃より貸資材置場としてすでに利用されていたので始末書付きとなっております。一団の農地は 0.7ha で第 2 種の農地と判断されます。以上となります。

議長 只今説明のありました議案第 17 号について、何か質問はありますか。質疑がないようなので整理番号 1 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。今月 12 件ございます。

整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目は田。面積 363 m²。所有権移転による貸資材置場の申請となっております。一団の農地は 0.1ha で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 2 番 為又の 2 筆、地目は畑。面積計 745 m²。所有権移転による貸資材置場の申請となっております。一団の農地は 0.5ha で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 3 番 為又の 1 筆、地目は畑。面積 331 m²。所有権移転による貸資材置場の申請となっております。一団の農地は 0.5ha で第 2 種農地と判断されます。整理番号 2 番と 3 番につきましては隣接地で一体利用の申請とな

っております。

整理番号 4 番 源河の 1 筆、地目は畑。面積 3,141 m²のうち 5.7575 m²。賃借権による太陽光発電設備の計画となっております。こちらは先ほど 3 条でも申請がありました営農型太陽光発電設備の申請となっております。営農型太陽光発電の一時転用は通常 3 年となっておりますが、今回申請者が認定農業者ですので 10 年の一時転用となっております。農地区分は農振農用地区域となっております。

整理番号 5 番 稲嶺の 1 筆、地目は田。面積 778 m²。所有権移転による資材置場の申請となっております。一団の農地は 0.1ha で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 6 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑。面積 254 m²。所有権移転による一般住宅の申請となっております。こちらは事業計画変更 1 番と同時申請となっており、当初の申請者が建売住宅の計画であったところ、計画を断念したため計画を承継して一般住宅での申請となっております。農地区分は第 3 種農地と判断されます。

整理番号 7 番 我部祖河の 1 筆、地目は田。面積 192 m²。使用貸借権による一般住宅の申請となっております。こちらは 5 条の 8 番と同時申請となっております。そのまま続けます。

整理番号 8 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑。面積 28 m²。使用貸借による進入路の申請となっております。整理番号 7 番、8 番は一体利用となっております。一般住宅とその進入路の計画となっております。現地調査を行った際すでに建築が始まっているようでしたので、許可後に始めるよう伝え現在の工事を止めるよう口頭で指導を行い、始末書を添付して頂いております。農地区分は第 3 種農地と判断されます。

整理番号 9 番 屋部の 3 筆、地目 畑。面積計 464 m²。所有権移転による一般住宅の申請となっております。こちらは事業計画変更 4 番と同時申請となります。一団の農地 0.1ha、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 10 番 屋部の 1 筆、地目 田。面積 448 m²のうち 190.18 m²。所有権移転による建売住宅の計画となっております。こちらは事業計画変更 2 番と同時申請となっております。一団の農地 0.2ha、第 2 種農地と判断され

ます。そのまま続けます。

整理番号 11 番 屋部の 1 筆、地目は田。面積 448 m²のうち 257.88 m²。所有権移転による駐車場の申請となっております。こちらは事業計画変更 3 番と同時申請となっております、元々は一筆全体の資材置き場としての申請だったのを、面積を分けての建売住宅と駐車場としての申請となっております。こちらはすでに駐車場として利用されておりましたので始末書が添付されております。一団の農地は 0.2ha で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 12 番 久志の 1 筆、地目は畑。面積 221 m²。所有権移転による駐車場の申請となっております。一団の農地 2.6ha、第 2 種農地と判断されます。

5 条申請以上となります。

議長 議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について質疑はございませんか。

委員 整理番号 5 番の件ですが、転用目的資材置場で用途に残土と記載されていますが、よそから土を持ってきて置いておくってことですか。置くのはいいでしょうけど、限度とかそういうものを気にしていますが、もし残土が住宅に流れ込んだりなどの被害があった場合、法的に何か対処することはできますか。

事務局 転用申請する場合は、申請書の中に申請地を利用することによって隣接地に被害を与えないように配慮します、万一被害を及ぼした場合は責任を持って対処します。という文書を書いていただいております。

委員 この書面の効力はどの程度ありますか。実際に被害が出たら改善命令とかできるんですか。自分の土地だから何やってもいいだろうと言われると、改善命令とかできるのかと。

事務局 農地転用許可後、地目変更されると農地法の範囲から外れますのでトラブルが起こった際は所有者の方が責任を持って対処するという前提であたることとなります。

委員 残土を利用して客土をして整地をするのか。今後、残土置場として利用す

るのか。事務局はどういうふうの説明を受けていますか。農業委員会として残土置場として許可するのはもう少し話し合った方が良いでしょう。

議長 他に何か意見はありませんか。

事務局 現状資材置場の申請となっておりますので客土する土を置く場所と残土を置く場所が示されているので、現時点では造成などせず利用する申請となっております。

事務局長 恐らく皆さんが懸念されているのは山積みになった土が、後々被害を与えないレベルの高さっていうところにならないか、今後被害が出てこないかということだと思います。面積に対し残土の量の基準が設けられているのかということだと思いますが、恐らく基準はないので、私たちとしては答えることが難しいのですが、先ほど言った一筆書かせるというのは、転用したら農業委員会から離れるので、恐らく民一民の争い、場合によっては例えば裁判に発展する可能性もあります。ですが、「責任を持って対処します」と誓約書きましたよね、と強く言うことはできると思います。土の件は今後課題になってくると思います。

議長 公共工事の盛土をする場合には飛散しないようにブルーシートを被せていますが、それを注意事項として入れることは可能ですか。

委員 保健所などの申請もあると思いますが、どのようにされていますか。

事務局 赤土の申請に関しましては造成行為を含み、それが 1,000 m²を超える場合になります。

委員 土量についても何かあるはずだけど、どうですか。確認してみた方がいいですね。

事務局 わかりました。

局長 先ほどの議長の提案のようにブルーシートを被せてくださいという意見を付することは可能ですか。

事務局 周辺に影響がないようにとは意見として付けることは可能だと思いますが

逆にブルーシートと明確にしてしまうとそれだけで十分という判断になりかねず、それで被害が出たときにつつかれる可能性があると思います。具体的な対策を私たちから示すのは難しいと思います。周辺への影響が出ないように、留めるほうが良いと思います。

委員　　すみません。流出防止っていう観点から農業委員から言うことはできないのですか。適切に土が流れないように対策をしてくださいということはないのですか。赤土の件とか。

事務局長　　赤土は 1,000 m²以上です。先ほど申し上げた通常の文言に何か付け加えることができるかということです。転用はすべてこの一文がつくと思うのですが、土砂の場合は流れ出たり飛散したりが想定できるので、何かいい言葉があれば。

とりあえず今回ののはこのまま通すとして、今後、他市町村の取り扱いについて情報を調べさせてもらいたいと思います。建設にも確認してみたほうがよいです。

委員　　農振の場合は、隣に盛土をする場合には了解をもらうとかあると思います。

事務局長　　転用許可後、報告は上がってきますよね。

事務局　　はい。転用許可後利用状況報告書を 2 回提出して頂くのですが、許可後 3 ヶ月後に 1 回、一回目の提出後の 6 ヶ月後にも 2 回目、写真を撮ってもらってそれを添付して頂いております。その後地目変更という流れになります。現場写真なども提出して頂くのでどのように利用されているか、盛土がどのように積まれているかなどは把握できると思います。

議長　　他になにかございませんか。

委員　　少しよろしいでしょうか。高さなど調べるのもよいとは思いますが、今までも残土置場での申請は何度もありましたが、今回初めてこのような議論になっていると思います。もし許可後に高さ制限や赤土が流れ込んだりした場合は保健所が対応すると思います。私たちは許可するかしないかの話で、もちろん周りに迷惑をかけるのであれば許可しなければいいし、もちろん高さとか調べるのはいいのですが、何かの効力と言ったら、もしここで産廃とか

の土を運び込んできたら、それは保健所が対応します。今回の件はこのまま許可でよいのではないですか。

議長 他に意見がないようですので議案第 18 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 1 番から 12 番そのまま全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それに伴い議案第 16 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について全て可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 19 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 19 号 農用地利用集積計画の意見決定について説明をお願いします。

局長 令和 5 年 12 月 20 日付、名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利用集積計画の決定について（依頼）」がございします。今回利用権設定者が譲渡人 11 名、譲受人 8 名。設定筆数 14 筆、合計面積 25,312 m²。内、賃借権 8 筆、使用貸借権 6 筆となっております。詳細につきましては担当より説明がございします。よろしくお願ひします。

農地係 議案第 19 号 農用地利用集積計画の意見決定について説明させていただきます。

整理番号 1 番～4 番 大浦の 4 筆。5 年間の賃借権、予定作物はかぼちゃ。こちら再設定で 69 歳。従事者 1 名、予定従事日数 250 日。

整理番号 5 番 大浦の 1 筆。5 年間の賃借権、予定作物かぼちゃ。こちらは整理番号 1 番～4 番と譲受人は同じ方で再設定、69 歳、従事者 1 名、予定従事日数 250 日となります。

整理番号 6 番 真喜屋の 1 筆。5 年間の賃借権、予定作物マンゴー。

42歳。従事者2名、予定従事日数250日。こちらも再設定となります。

整理番号7番 饒平名の1筆。1年間の使用貸借権、予定作物パイ
ン。新規32歳、従事者2名、予定従事日数230日となっております。こ
ちらも今後所有権移転が予定されております。

整理番号8番 許田の1筆。10年間の使用貸借権、予定作物野菜。新
規44歳。従事者2名、予定従事日数250日となっております。

整理番号9番 許田の1筆。10年間の使用貸借権、予定作物野菜。整
理番号8番と譲受人は同じ方となります。

整理番号10番 古我知の1筆。1年間の使用貸借権、予定作物アレカ
ヤシ。新規58歳。従事者1名、予定従事日数250日となっております。

整理番号11番 古我知の1筆。1年間の使用貸借権、予定作物アレカ
ヤシ。整理番号10番と譲受人は同じ方となります。10番、11番は隣接
した農地となっており今後所有権移転が予定されております。

整理番号12番 仲尾の1筆。5年間の貸借権、予定作物野菜。新規49
歳。従事予定者1名、予定従事日数250日となっております。

整理番号13番 我部の1筆。10年間の貸借権、予定作物グアバ。新
規33歳。従事者1名、予定従事日数250日となっております。

整理番号14番 饒平名の1筆。10年間の使用貸借権、予定作物野
菜。新規23歳。従事者1名、農業補助者1名。予定従事日数250日とな
っております。

以上14件となります。

議長

議案第19号について質疑はございませんか。

ないようなので議案第19号農用地利用集積計画の意見決定について1
番から14番まですべて可としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(議案第 20 号 非農地証明願について)

議長 次の議題へ移ります。議案第 20 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 20 号非農地証明願について説明いたします。

整理番号 1 番 久志の 2 筆、地目畑、面積計 221.57 m²。申請者による非農地事由は、当該申請地は宅地に隣接した小面積の土地と、山林化した傾斜地でありどちらも農地としての利用は困難である。現地調査員の意見を
お願い致します。

調査員 先日現地確認をしてきました。当該申請地は 20 年以上耕作されておらず農地としての利用は困難であるため証明相当と判断します。

議長 只今説明のありました整理番号 1 番について何か意見はございますか。
異議がないようですので議案第 20 号非農地証明願について整理番号 1 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 次に進みます。整理番号 2 番の説明を事務局をお願いします。

事務局 整理番号 2 番 済井出の 1 筆、地目畑、面積 821 m²。申請者による非農地事由は、当該申請地は 30 年ほど前より農地としての利用はなく現況は山林、原野化となっており農地としての再生は困難である。調査員の意見を
お願い致します。

委員 はい。当該申請地は現状山林、原野化しているとは言えず進入路も確保されており、農地としての利用は困難であるとは言えないため証明不可と判断します。

議長 只今説明のありました整理番号 2 番について皆さん何か意見はございませんか。
意見が無ければ議案第 20 号非農地証明願、整理番号 2 番を報告通り不可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告事項)

事務局長 次に報告事項をお願いします。

農地係 まず、農地係から報告をお願いします。

農用地利用促進計画案に関する報告について説明させていただきます。

整理番号1番 我部祖河の2筆、個人の方から沖縄県農業振興公社へ中間管理権の設定。沖縄県農業振興公社から法人へ3年間の賃借権となっております。予定作物は野菜となっております。

整理番号2番 古我知の2筆、個人の方から沖縄県農業振興公社へ中間管理権の設定。沖縄県農業振興公社から整理番号1番と同じ法人へ5年間の賃借権となっております。予定作物は野菜となっております。こちらは現地調査と受け手からの聞き取りにお立合いしていただいた二人の委員の方に説明をいただきます。

委員 はい。説明させていただきます。譲受人は法人として羽地地区を中心に県内外に向けて野菜を生産、販売をしております。基本構想水準耕作者で人・農地プランでは振慶名・山田・伊差川・仲尾地区で中心経営体に位置付けられています。出し手は3年での賃借希望でしたが受け手の申し出により5年賃借できることになりました。ここからは私個人の意見となります。スクリーンにも映し出されていますが、今月琉球新報に掲載されておりました一面です。

法人と従業員の方、並びに農福の方々が掲載されております。遊休地の解消及び農福連携による障害者の雇用を生み出し、畑も丁寧に管理し作物も育てられており、とても素晴らしい印象を受けました。法人の代表とも少しお話をさせていただきましたが、堆肥なども動物性の堆肥などは使用せず植物性の堆肥を自社で依頼し使用しているとのことでした。環境にも配慮された農業をされているなという印象を受けました。

私からは以上となります。

事務局 農地法第3条許可申請取下げ願いについて報告致します。

番号1番 幸喜の3筆、面積計7,580㎡。3条の無償移転での申請が出

ておりましたが取下げ申請が出ております。取下げ理由は、「申請地内にある建物について農地法第3条の許可申請より先に手続きや整理を行う必要があるため」となっております。

次に農地法第5条許可申請取消し願いについて報告致します。

仲尾次の1筆、面積925㎡。建設資材置場での許可が平成12年に下りたものです。実際には資材置場としての利用はなかったとのことで、取下げ理由は「当初の計画がなくなったため」となっております。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第4回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

新原朝行

署名委員(宮城二郎)

宮城二郎

署名委員(比嘉政昭)

比嘉政昭